○沖縄県立看護大学外部評価委員会規程

(平成23年9月21日)

(設置)

第1条 沖縄県立看護大学(以下「本学」という。)は、沖縄県立看護大学全学自己点検・評価検討委員会規程に基づく自己点検・評価結果の外部評価を実施する機関として外部評価委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(目的)

第2条 委員会は、本学が実施する自己点検・評価の結果について、検証及び評価を行い、本学の教育研究活動、地域貢献及び大学運営の活性化に資する提言を行う。

(組織)

- 第3条 委員は、次に掲げる者のうちから学長が委嘱する。
 - (1) 県内外大学の教員
 - (2) 県内保健医療福祉関係者
 - (3) 公立大学協会の関係者
 - (4) 財務会計の専門家
 - (5) 大学経営の専門家
 - (6) その他学長が認める者
- 2 委員会の構成員は6名以内とする。

(委員長及び副委員長)

- 第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。
- 2 委員長は、学長が指名し、副委員長は委員長が指名する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、委員会の業務を統括する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を行う。

(任期)

第5条 委員の任期は2年とする。ただい、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間と する。

(委員会の運営)

- 第6条 委員会は、学長の要請に応じて委員長が招集し委員長が議長となる。
- 2 委員会において検討されるべき事項、及び評価を行う年度等については、本学の全 学自己点検・評価検討委員会の提案をふまえて、学長が委員会に提示するものとする。
- 3 委員会は、評価の結果及び改善を求める提言事項を外部評価報告書にまとめ、学長に提出する。
- 4 学長は、前項に定める外部評価報告書を、本学の自己点検・評価検討委員会に 報告する。

(庶務)

第7条 委員会に関する庶務は、総務課において処理する。

(雑則)

第8条 その他委員会の運営に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規程は平成23年9月21日から施行する。

この規程の制定により、「沖縄県立看護大学アドバイザー会議設置規程」を廃止する。